



岡山市内において火薬類の消費等を行う事業者の皆様へ！！

岡山県消防保安課

平成29年4月1日から岡山市内の火薬類の消費許可等の申請の窓口が県から岡山市に変更になります。



〈内容〉

地方分権改革による法改正に伴い、従来県が処理していた事務について、指定都市（岡山市）に権限が移譲されます。

○岡山市が窓口となる事務



・火薬類の製造、販売、貯蔵（火薬庫）、消費、譲渡・譲受等の許可、届出、報告、立入検査等に関する事務

〈岡山市の申請先〉

岡山市消防局予防課危険物保安係

岡山市北区大供一丁目1-1 7階 岡山市消防局

TEL：086-234-9975

※煙火の消費許可申請は、従来どおり管轄の消防署です。

手数料：現金での納付（県収入証紙は使用できません。）

※平成29年3月31日までの申請は従来どおり県民局が窓口となります。

○引き続き県が窓口となる事務

・火薬類取扱保安責任者免状等に関する事務

○引き続き公安委員会が窓口となる事務

・運搬証明書等に関する事務

問い合わせ先

岡山県消防保安課保安班

岡山市北区内山下2-4-6

TEL：086-226-7296

